

第2節 第1 防災関連事業

1 平成24年度防災関連事業

(単位:千円)

項目	所管	概要	経費
統合型地理情報システム構築	政策企画課	統合型地理情報システム導入の一環として、災害時の迅速な対応に寄与するシステム(防災データ)の構築を図る。	23,097
防災無線のデジタル化	防災危機課	防災行政無線を良好な状態に保つため、機器のデジタル化を図る。	451,954
備蓄物資の拡充・見直し	〃	地域防災計画改定に合わせ、備蓄体制の再構築と物資の拡充を図るとともに、備蓄防災機器の一斉保守点検を実施する。	32,207
二次避難所整備	〃	要支援者対策のため、二次避難所の確保・備蓄物資の配備等を実施する。	6,285
一時待機施設の整備	〃	一時待機施設(12か所)の案内板を設置する。	7,560
住民防災組織の強化	〃	組織強化のため、老朽化D級ポンプの更新及び訓練用水消火器の配備を行うとともに、防災セミナー等の講習会の充実を図る。	23,836
応急救護訓練の充実	〃	専門指導者による職員・中学生を対象とした応急救護訓練の拡充実施とAEDトレーナー・レサシアンを購入し、応急救護訓練の充実を図る。	6,170
地域防災計画の改訂	〃	東日本大震災を踏まえ、平成23年度に引き続き、計画の見直しを行う。	11,550
防災用深井戸改修	〃	震災時に飲料水の確実な確保をするため、防災用深井戸の改修を行う。	12,096
防災ガイドブック増刷	〃	平成24年度区内転入者等に防災ガイドブックを配付する。	651
防災白書作成	〃	東日本大震災に伴う板橋区の震災対策の取り組み実績を記録する。	283
職員初動体制の強化	〃	BCM構築に基づいた、職員初動体制の研修・訓練を実施するとともに、緊急時連絡用衛星携帯電話設備の整備(アンテナ設置)を行う。	6,944
家具転倒防止器具取付費用助成	各福祉事務所 おとしより健康福祉センター	高齢者・障がい者等の世帯に対し、家具の転倒防止器具取付費用を助成する。(各150件)	4,050
非木造建築物耐震助成	建築指導課	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について新規拡充し、非木造建築物についての耐震診断(47件)等の助成する。	356,383
木造住宅耐震助成	市街地整備課	木造住宅の耐震化推進のため、耐震診断(200件)耐震補強工事(50件)等の経費を助成する。	69,642
都市復興マニュアルの改訂	〃	東日本大震災を踏まえ、マニュアルの見直しを図り、実践的・実効性のあるものに改訂する。	4,396

2 平成25年度防災関連事業

(単位:千円)

項目	所管	概要	経費
同報系防災行政無線の放送塔増設	防災対策担当課	同報系防災行政無線の放送塔を平成25年度より3か年で20か所ずつ増設(計60か所)し、難聴地域の解消を図る。	71,877
防災対策支援システム実施設計	〃	新防災センターに導入する「防災対策支援システム」の設計を実施し、平成26年度中の稼働を目指して、災害時における情報収集、被害状況の分析、区民への情報提供を迅速に実現するシステムを構築する。	10,000
緊急地震速報システム導入	〃	全区立小中学校を含む区施設(約300か所)に緊急地震速報システムを導入し、地震の揺れの到達を迅速に知らせることにより、児童・生徒や施設利用者の安全確保を図る。	8,596
福祉避難所整備	〃	福祉避難所(7か所)の整備を推進し、運営に必要な備蓄物資(担架ベット70台、中量ラック等)を配備する。	6,635
備蓄物資の拡充	〃	避難所における高齢者等の生活環境を改善するため、エアーマットを平成25年度より3か年で8,000個ずつ備蓄(計24,000個)するとともに、断水時における迅速な給水体制の確立に向けて、ペットボトル飲料水の備蓄をさらに拡充する。	23,474
一時滞在施設備蓄物資の拡充	〃	帰宅困難者対策として、一時滞在施設(12か所)に備蓄する飲料水と食料を、1か所あたり200人分から1,800人分に拡充するほか、新たにサバイバルブランケット(1か所200枚)を備蓄する。	2,318
D級ポンプ更新	〃	住民防災組織へ配備しているD級ポンプを、平成24年度に引き続き、平成25年度についても50台更新(平成27年度までに、全住民防災組織計208台更新予定)し、初期消火の強化を図る。	16,932
自宅避難推奨パンフレット作成	〃	災害時における自宅避難を推奨するパンフレットの作成・配布により啓発を実施する。	105
防災協力井戸、防災用深井戸改修	〃	震災時飲料水の確実な確保のため、防災用深井戸(赤塚新町小)の改修を行うとともに、生活用水及び消火用水確保のため、防災協力井戸(西台一丁目)の改修を行う。	3,759
防災ガイドブック増刷	〃	平成25年度転入者等用防災ガイドブック	651
防災対策マニュアル策定(地域別)	防災危機課	平成24年度に修正する地域防災計画に基づき、地区ごとの地域特性を加味した防災対策マニュアルの策定を支援し、区民等の自助・共助による地域防災力の向上を目指す。	12,600
エレベーターキャビネットの配備	〃	震災時のエレベーター閉じ込め事故対応に、防災エレベーターキャビネット(備蓄ボックス)を、設計・製作し、区施設の約150基のエレベーターに配備する。キャビネットには、飲料水や簡易トイレ、ライト付き防犯ブザーなどを備蓄し、区施設の危機管理体制を強化する。	1,057
家具転倒防止器具取付費用助成	各福祉事務所 おとしより保健 福祉センター	高齢者・障がい者等の世帯に対し、家具の転倒防止器具取付費用を助成する。	4,050
非木造建築物耐震助成	建築指導課	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について、非木造建築物の耐震診断等の助成をする。	723,710
木造住宅耐震助成	市街地整備課	木造住宅の耐震化推進のため、耐震診断、耐震補強工事等の経費を助成をする。	64,948
都市復興マニュアルの改訂	〃	東日本大震災を踏まえ、平成24年度で骨子を策定し、平成25年度で全面改訂する。	8,789

東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針に基づく実施計画採用(第一次)案件一覧

No.	項目	概要	対応
1	議員への情報提供の確立	今回の震災では、携帯電話は不通となり、電話、FAXによる情報提供もかなりの時間を要したことからメール・リスト又はツイッターによる情報提供を検討し、実施する。 ・保健師、清掃職員と清掃車、建築職員、土木職員の派遣 ・介護職、保育士、教員等の派遣を検討 ・被災地危険度判定士、応急危険度判定士の派遣を検討	区議会事務局のツイッターを6月24日に運用開始した。PDFを受信できる環境にある議員からメールアドレスを収集し、速報のメール配信を開始した。
2	被災地への職員派遣		P17 第二章第2節第5-3参照
3	地域をこえて助け合うという気持ちの発信・啓発	地域の枠を越えて、板橋区も被災者の方々と同じ気持ちになってこの震災を乗り越えていくために、「がんばろう！日本」(例)という気持ちのもと、その気運を職員自らが持ち、区民・職員あてに発信・啓発していく。	被災地応援メッセージおよびロゴマークを作成し、『広報いたばし』、『板橋区民ニュース』、区HPなどにより広く周知・啓発を行った。 (主な活用) ・区の各施設の入り口にロゴマークを掲示 ・区民まつりほか各課の事業で活用 ・区内商店街がフラッグなどに活用 ・区内企業の協賛によりロゴマークを表示したうちわ(15,000枚)を作成し、総合防災訓練で配布
4	被災者登録制度	国の「全国避難者情報システム」に基づき戸籍住民課が収集する避難者の所在地情報などを活用し、区内で生活する避難者の所在地情報を一元管理するとともに、避難者の生活を支援する仕組みを構築する。	国の「全国避難者情報システム」及び区が独自に訪問し収集した被災者情報を活用し、月に2回程度、被災県からのお知らせやリサイクル家具の無償貸与など区の支援情報の提供を行った。 (平成25年2月現在 計26回)
5	被災避難者に対する相談機能の充実	避難者宅への訪問相談 ・生活相談 福祉事務所職員及び民生委員が避難者宅を訪問し、生活相談を実施する。 ・健康相談 保健師が避難者宅を訪問し、健康チェックや健康相談を実施する。	成増地区にて、民生・児童委員が避難者宅を戸別訪問して生活相談を実施。 4月4日に合同相談会実施。23世帯61名。 避難者宅に訪問相談を実施。5月38世帯、7月135世帯。 生活保護開始15世帯。被災者生活支援サポート事業を実施。 成増団地等の避難者宅への訪問相談を行い、健康チェックや相談指導を実施(訪問回数44回、訪問延人数78人) その他健康相談会の実施(3回、相談延人数38人) 健康福祉センターでの健康相談等(随時、相談延人数104人)
6	被災避難者に対する家具の無償貸与	被災地から避難して家具が必要な世帯に、区立リサイクルプラザでリサイクル家具として回収している家具を無償貸与する。	無償貸与実績(平成23年6月～平成25年2月) 69件 165点
7	ものづくり再生支援事業(東日本大震災被災事業者の受入)	東日本大震災により被害を受けた地域において、工場等の施設・設備が被災し操業の継続が困難となっている小規模事業者の事業再建を支援するため、板橋区立生活産業融合型工場ビルの空き室を原則無償で提供する。 提供施設 第1工場ビル、第2工場ビルのうち、4室	中小企業基盤整備機構等を通じ被災地に対し募集したところ、大船渡からの企業1社につき平成24年3月からの入居が決定し、平成25年2月まで無償提供。3月以降は有料で継続使用中。

No.	項目	概要	対応
8	被災事業者の工場認可申請手数料の免除	東日本大震災により被害を受けた工場等事業場について、被災地等から区内に移転しようとしている工場等が公害に関する一定の条件を満たす場合について工場認可申請手数料を免除するとともに、申請手続きに関する相談や、公害防止に関する技術的な支援を実施する。	申請実績=0件 平成23年度で終了
9	企業活性化センターのオフィス利用期間延長	企業活性化センターのオフィス利用で利用期間満了を迎える利用者に対し、今回の東日本大震災の影響を受けて経営計画の見直しが必要であると認められる場合、最長1年の利用期間の延長を承認する。	3社から申請があり、審査の結果、3社とも1年間の利用期間延長を承認した。 申請期限は平成25年3月31日まで。
10	WEBを使った節電対策の普及	エコライフガイド(エコポリスセンター作成・発行)にある節電アイデアを各自でチェックでき、その節電効果(電力消費量・CO2量)の合計を計算できるシートをWEB上からダウンロードできるように作成する。	web版エコライフガイドを作成し、4月末よりホームページ上に掲載した。
11	事業の中止・延期・縮小の判断基準	「東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針」に基づく事業の中止・延期・縮小の判断基準を定め、区民の理解と協力を求めていく。	平成23年度、各種講座・講習会を除く各種イベント事業について、判断基準を策定。約5千万円削減。

東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針に基づく実施計画採用(第二次)案件一覧

No.	項目	概要	対 応
1	「広報いたばし」臨時号の全戸配布	緊急に全住民に周知を必要とする情報があった場合に、「広報いたばし」臨時号を発行し全戸配布する。	大災害等発生時の計画のため策定後実績なし。 ※3/20臨時号発行部数は、205,000部、配布は新聞折込等。(全戸配布ではない)
2	介護事業者への情報提供	計画停電をはじめとしたライフラインに関する区が収集した情報や節電協力のPRを、通所介護事業者、居宅介護事業者、訪問介護事業者の325事業者にFAXにより一斉送信により適宜情報発信。	IFAXによる情報の一斉発信の体制は構築済み。 その他、WEBによる事業者連絡ツールを構築。
3	図書館での情報提供	中央図書館で6月に「震災対策特集コーナー」を開設し、都立中央図書館などで所蔵する資料も紹介する。その後、各地域図書館での開設を検討するとともに、区立図書館ホームページで「防災・震災特集」を掲載し、関係資料の紹介をする。	中央図書館で6月「震災特集」を企画展示。その後、各地域図書館でも震災に関するテーママで実施。 区立図書館ホームページで8月に「震災特集」を掲載し随時更新。
4	職員派遣	区災害協定関連、東京都を通じた特別区への職員派遣要請等に対応するため、岩手県大船渡市、宮城県仙台市・気仙沼市・女川町、福島県広野町・双葉町等への職員派遣を行う。	P17 第二章第2節第5-3参照
5	物資支援	大船渡市への物資支援として、職員などからの寄付による食品のほか、支援要請の品目を確保するためにレトルト食品を購入した。(4月8日・13日輸送:レトルト・インスタント食品・缶詰など)	大船渡市への物資支援として、職員等からの寄付による食品のほか、支援要請の品目を確保するためにレトルト食品を購入した。
6	商店街における応援即売会	商店街イベントに、福島県及び近隣県など原発風評被害地の生産者などを招致し、野菜などの商品の応援即売会の開催など、被災地復興の一助とする。	商店街の選定・補助金交付決定・応援即売会の実施(12回開催)
7	応援即売会IN板橋市場	福島県・茨城県などの被災産地の農産物の販売を、東京都中央卸売市場板橋市場とタイアップし、「がんばれば被災産地」応援即売会と銘打ち、開催する。	板橋区と板橋市場協会の共催により、板橋市場において2回開催した。(①4月23日、②6月4日)
8	東北支援物産展開催	10月開催予定の「いたばし区民まつり」において、大船渡市・陸前高田市・いわき市などの被災地を招致し、東北支援物産展(仮称)を開催し、復興支援の気運を高める。	②については負担金20万円を支出 「いたばし区民まつり」において、大船渡市・陸前高田市・いわき市などの被災地を招致し、東北支援物産展を開催して復興支援の気運を高めた。
9	避難者受け入れのための速やかな対応	被災者・避難者に対する使用料・手数料等の徴収の基本的な考え方を整理するとともに、必要に応じて減免基準を策定する。	「被災者に対する使用料・手数料等徴収の基本的考え方」を策定し、平成24・25年度も引き続き減免の取り扱いを継続する。
10	区民被災者への災害弔慰金	区民が東日本大震災の被害地に帰省中、被災し、亡くなられたことに伴い、国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。	国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金(1名 250万円)を支給した。
11	避難所運営	避難所として開設していた仲宿いこいの家における避難者の受け入れに必要な食事を提供した。(開設時期3月20日～4月30日、受入者2世帯4人)	避難所として開設していた仲宿いこいの家における避難者の受け入れに必要な食事を提供した。(開設時期3月20日～4月30日、受入者2世帯4人) 夫婦(福島県)3/24～4/21(27泊) 男性2人(福島県)4/8～4/18(10泊) ※食事の回数(炊き出し・外食のときもあり、正確には不明。自炊も多く、スーパー等のレシートで清算した。
12	健康診査、がん検診等の実施	区民一般健康診査、がん検診など各健(検)診の対象者年齢で実施期間内に申し込みがあった場合、受診券を送付し、検診などの機会を提供する。	対象者に受診券を送付(区民一般健康診査203人、がん検診241人、骨粗しょう症予防検診2人、肝炎ウイルス検診25人)

No.	項目	概要	対応
13	子宮頸がん予防ワクチン接種事業	中学1・2年生を対象とし、接種を希望する者に予防票を交付し、予防接種の機会を提供する。	対象者に予防票を送付(4人)
14	被災要介護者に対する特養等介護施設への優先入所の要請	特別養護老人ホーム(11施設)・介護老人保健施設(8施設)に対し、各施設1人程度の優先入所を要請する。	各施設に優先入所に配慮していただくようお願いし、優先入所を要請し入所した件数は、養護老人ホーム1件、特別養護老人ホーム2件。
15	被災高齢者に対する高齢者福祉事業の適用	高齢者紙おむつ等支給事業、高齢者配食サービス事業など14事業について、区内に避難した高齢者に対し住民票の異動に関わらず事業対象者として適用。また自己負担金も原則免除。	高齢者紙おむつ等支給事業7件、高齢者日常生活用具給付事業(シルバーカー)3件、高齢者理美容師派遣事業2件。負担金の免除は平成24年3月31日まで。
16	避難者向け区立住宅など空室提供	区立住宅32戸、まちづくり推進仲宿住宅8戸への被災者受入れに伴う、必要な生活必需品(寝具・テレビ・冷蔵庫)を提供する。なお、照明器具・ガス台についても提供した。	区立住宅、まちづくり推進仲宿住宅(計40戸)への被災者受入れ。受入後、空室が発生したことにより計4回の募集をおこなった。生活必需品(寝具・テレビ・冷蔵庫・照明器具・ガス台)の提供も実施。
17	避難者へのリサイクル自転車提供	駅前放置自転車を撤去回収し、一定期間内に引取り者がなく、状態のよい自転車をリサイクル自転車としている。この自転車を被災地又は区内に被災して居住している方に支援物資として、123台を提供する。	被災者支援リサイクル自転車提供事業として、123台整備。4月から6月で区内居住避難者に101台提供。全国自転車問題自治体連絡協議会を通じて被災地に22台提供。
18	被災者に対する就学援助の特例基準対応	被災により区が受け入れた小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に対し、就学援助の特例基準を適用し、就学援助費の支給を行う。	被災により区が受け入れた小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に対し、就学援助の特例基準を適用し、就学援助費の支給を行った。
19	私立幼稚園保護者補助金の弾力的運営	板橋区に避難し、就園している園児に対し、(1)私立幼稚園等入園料補助金(2)私立幼稚園等保護者負担軽減補助金(3)私立幼稚園就園奨励費補助金の対象とし、助成する。	板橋区に避難し、私立幼稚園に就園した4人に補助金を交付。
20	福祉園における安全確保対策	福祉園における安全確保対策として、(1)災害発生時における安全確認対策(2)在園時、災害発生後、帰宅までの支援ならびに家族引渡しまでの安全確保対策(3)外出時の災害発生における安全確保・安全確認対策(4)計画停電や大気汚染時等における福祉園の運営方法の確立を見直し、各福祉園のマニュアルを充実させる。	①各施設策定の危機管理マニュアル見直し。 ②事業継続計画(BCP)策定。 ③食糧・飲料水:職員・利用者の3食分を確保。 ④利用者個々のSOSカード作成。
21	児童館・学童クラブ利用者の安全確保	災害発生から保護者に引き渡すまでの間、児童、利用者の安全を確保するため、食糧、飲料水、ねぶくろを児童館・学童クラブ(78施設)に各施設10人分備蓄する。	①飲料水の備蓄。 ②災害備蓄用物品(食糧、寝袋)の備蓄
22	保育園における安全確保対策	災害発生に伴う大規模停電やその他の被害が発生した場合、24時間を目途とした、保育の継続と引き取りまでの園児の安全と健康を確保するため、クラス毎の人数や、負傷状況の確認及び応急措置、園内の安全な場所への誘導等を実施する。	「保育園防災の手引」(平成9年4月施行)の見直し。「板橋区立保育園防災マニュアル」を作成し私立保育園等にも参考資料として配付。定期訓練の実施。
23	保育園児の安全確保	災害発生から保護者に引き渡すまでの間、園児の安全を確保するため、定員の約20%である1,800人分の食糧、飲料水及び寝袋(公立・私立・認証保育園等の121園)を備蓄する。	認可外を含む区内保育施設の定員の約20%にあたる1,932人分の20ペットボトル飲料水(5年保存)とアルファ化米2食分、寝袋(2個)を各施設で備蓄。

No.	項目	概要	対応
24	教育施設の通信手段の確保	区立小・中学校の校外学習授業時における震災等緊急時に児童・生徒の安否確認情報等の通信手段を確保するために貸出し用無線機(7台)を購入する。	貸出し用無線機設置(7台) 貸出し基準等(要領)の制定、学校への周知 通信状況等の検証、確認
25	あいキッズ・放課後子ども教室の安全確保対策	児童の避難や引き渡し方法、帰宅困難児童の保護等について、学校との役割や連絡方法等を確認するとともに、あいキッズ安全管理マニュアルを今回の震災経験に照らし合わせて、見直しをする。併せて、状況別の体制を想定した訓練を実施する。	「あいキッズ 大地震発生時対応マニュアル」を6月に作成した。 それに基づき各あいキッズごとに詳細を各学校と協議し決定したうえで、8・9月に避難訓練を実施した。(毎年実施)
26	放射能測定及び公表	区内における大気・土壌等の放射線濃度を公表するため、放射線測定器を購入するとともに、土壌の分析委託を行う。	学校・公園等の大気・土壌等の放射性物質測定委託を実施し、放射線測定器の購入により定期的に空中放射線量を測定、公表している。
27	震災対応特別融資	東日本大震災の影響により事業活動に支障がある区内中小企業者の資金繰りを支援するため、特別融資の斡旋を行うとともに、電力不足に対応するための省エネ機器導入及び自家発電設備導入を行う企業に対し、利子補給割合を3割加算する優遇制度を導入する。	震災対応特別融資の申込受付を7月1日から行ない、12月28日に終了した。申込数は492件。
28	計画停電・大規模停電・節電にかかわる指定管理施設のサービスマン下への対応	夏の節電対策に向けた対応としては、「災害・事故等への対応」であるとの解釈のもと、各所管課が立てた節電対策案を指定管理者と速やかに協議し適切な対応を図るよう、4月21日付で指定管理者制度導入施設所管課あて通知を發出した。なお、夏の計画休館等に伴う指定管理料見直しの必要性については、国・電力会社の動向を踏まえ、6月下旬を目途に基本的な考え方を整理する。	夏期の計画休館等に伴う指定管理料の見直しについては、23年7月5日付の通知により、指定管理料の見直しは行わないこと、来年度以降は社会情勢を見極めつつ、改めて基本的な考え方を示す旨通知。 24年度からは従来の協定に基づき対応。
29	「障害時緊急事務対応手順書」の改訂	本年3月に停電などの一時的なシステム障害によりシステム機器が使用できない場合の「障害時緊急事務対応手順書」を策定したが、東日本大震災後の計画・緊急停電や電気使用量の抑制等、その後の状況の変化による、中・長期的な停電までは想定していなかったため、これらへの対応を各部署と検討するとともに、マニュアル化を図り、「障害時緊急事務対応手順書」を改訂する。	各課提出の障害時緊急事務手順書の内容精査及び手順書の類型化、課題整理を行い、関連各課にヒアリングを実施したうえで改訂を行った。
30	最大限の節電対策への取り組みと区民等への節電協力の呼びかけ	本庁舎北館3階から8階にゴーヤナーなどの緑のカーテンを導入し、夏の空調温度を調整し、節電対策を講じる。	・緑のカーテン設置(6月～10月) ・電灯間引、調光器出力調整、空調設備運転調整、エレベーター台数制限等を実施。
31	夏期の節電に伴う施設運営	夏期間中、区民生活に多大な影響をもたらすことが想定される区役所、保育園、特養ホーム、小・中学校などの基幹的施設は、可能な限りの節電を行い通常どおりに開館。次に示す公共施設は、輪番制による休館や利用時間の短縮を実施。(1)区内に同種施設が多数整備されている地域センター、区民ホール、集会所、ふれあい館、いこいの家、体育館、図書館 (2)上記(1)の施設以外で集会室機能が付置されている施設 (3)屋外のナイター設備付きの野球場、テニスコート (4)上記(1)の併設施設	夏期(7月～9月)において全庁的に可能な限りの節電を行い、一部の施設については輪番制による休館や利用時間の短縮を実施し、区施設全体で約27%の節電を行った。その後も、電力需給の状況に合わせ、10%程度の節電対策を継続実施した。

No.	項目	概要	対応
32	児童館・学童クラブにおける節電対策	夏の電力不足に備えた節電対策として、熱遮断フィルムを窓に貼付することにより、空調温度を調整し、節電対策を講じる。 一般家庭の新エネルギー利用促進のため、機器設置費用の一部補助を行っているが、東日本大震災の影響を受け、太陽光発電システムの需要増加が見込まれることや区民の省エネに対する意識向上を図るといふ観点から、助成率を拡大する。	児童館・学童クラブ78施設に、施設状況に応じて、8月までに窓ガラスにフィルムを貼付した。
33	太陽光発電システムの導入助成の充実		太陽光発電システムの助成件数を100件から200件に拡大し、平成23年度は232件、平成24年度は2月までで264件の申請があった。
34	停電中の資源・ごみ収集	停電地域の収集は、停電時以外の時間帯に変更する。平常時よりも早い時間帯に収集を行った場合は、再度現場に行き、集積所パトロールを実施する。区民への周知方法は、集積所の看板に収集時間帯変更ちらしを貼付し、区のHPにも同様のお知らせを掲載する。	ごみ収集時間帯の計画停電により、信号機消灯等で交通に支障をきたす時間を避け、ごみ収集に当たる対応を準備していたが、収集時間帯の計画停電が行われなかったため、未実施となった。
35	緑のカーテンの普及拡大	今夏の一般家庭での節電目標である15%を達成するため、緑のカーテンの普及拡大を図ることを目的に、ゴーヤー・ヘチマなどの苗木を無償配布し、区民のエコ意識の高揚に向け啓発活動を強化。	5月～6月にかけてエコポリスセンターや区民事務所、区内イベントなど12か所ですべて計5千本のゴーヤー等の苗木を配布。首成方法や節電に対する啓発のためチラシを25,000枚作成し町会回覧及び各所で配布。
36	家庭における節電促進	家庭における節電手法をわかりやすくまとめた冊子「(仮)みんなで節電チャレンジ」を作成し、区立小中学校児童・生徒を通じて、全家庭に配布し、取り組みを促進するとともに、効果検証を行い、表彰などを実施する。また、一般家庭に向けては、わたしの便利帳に折り込み、全戸配布する。	「省エネ・節電チャレンジシート」を31万部作成し、『わたしの便利帳』に折り込み全戸配布した。なお、小中学校を通じた配布については、都教育委員会と同様の事業を実施したため取りやめた。
37	地域防災計画の見直し	東日本大震災を想定した場合の現地域防災計画の課題などの見直し作業に早急に着手する。見直し内容は、今回の震災対策や昨年の水害対策を踏まえ、職員の初動体制の確立、備蓄物資の拡充、避難所整備、情報通信システム強化などの喫緊の課題整理を行う。	課題の抽出、解決の方向性をとりまとめ、初動マニュアルを整備。参集マニュアル等一部のマニュアルについては、作成し運用を開始している。東京都地域防災計画の修正を踏まえ、平成25年3月に地域防災計画を修正する。
38	災害時帰宅支援ステーションの新設	現在区内4か所の公共施設を帰宅支援ステーションに指定しているが、さらに鉄道の駅周辺に8か所を指定するとともに、防災備蓄物資(毛布、飲料水、クランクカーなど)を備蓄する。	従来の4か所から12か所に指定を増設し、1か所につき200人分の毛布、飲料水、クランクカーを23年度中に備蓄し整備した。平成25年度は3日分の備蓄量へ増量する。(新名称:一時滞在施設)
39	防災備蓄物資の拡充及び補充	避難所に計画的に配備してきているマンホールトイレについて、今年度計画化されていないなかった避難所38か所に各4基、合計152基を配備する。帰宅困難者などのために開設した避難所において活用した備蓄物資(毛布、クランクカー、ブルーシートなど)の補充をする。	指定避難所に計画的に配備してきたマンホールトイレの未配備38か所について、23年度中に4基ずつ配備した。
40	飲料水の確保	震災時の水道水摂取制限などの対策を踏まえ、保存用飲料水の備蓄量を現行の2倍に拡大し、地域の深井戸を飲料水としても活用するために、拠点避難所及び民間施設の17か所にろ過器を配備する。併せて、深井戸の水質検査回数を年1回から年2回に増やす。	災害時の水を確保するため、深井戸(17か所)及び給水拠点から離れている指定避難所(4か所)に濾過機を配備した。また、保存用飲料水は現行の2倍となるよう配備した。
41	防災ガイドブックの発行	区内全世帯を対象に、大震災時の対応や水害時の土のうステーションの設置場所などを記載した災害ガイドブックを作成・配付。	10月に発行し、板橋区全戸に配布した。 平成24年度は、転入者、防災教育用に3万部増刷。
42	防災情報メールの普及促進	区民を対象にした防災情報メールの登録数を、現在の3万件から10万件に拡大し、災害時の区民への情報提供を確保するとともに、普及に努める。(平成23年4月末現在 21,929人)	防災ガイドブック等により登録を奨めている。 (平成25年3月4日現在21,287人登録)

No.	項目	概要	対応
43	デジタル同報無線システム実施設計の見直し	受信困難地域を把握・解消するため、受信状況調査を併せて実施し、対策を含めた設計を行い、同報無線の強化を図る。	不感地帯、難聴地域を解消するため電波伝達調査を実施し、実施設計を行った。平成25年度から増設工事を予定。
44	職員参集メールシステムの更新前倒し	情報配信に遅れが見られるなど、システム上の不具合が発生しているため、平成24年4月から運用開始予定の新システムを、平成24年1月に前倒しで実施する。	職員参集メールは「板橋区職員参集安否確認システム」として、登録者の拡大も視野に入れ24年3月に稼働。
45	木造住宅耐震化助成の充実	区耐震改修推進計画に基づき、大規模地震により倒壊の恐れのある昭和56年以前に建築された木造住宅について、耐震診断、耐震補強・建替工事に係る助成を行っているが、東日本大震災を受け、耐震化への関心が高まっている状況を踏まえ、更なる耐震化率の向上を図るため、助成枠を拡大する。	平成23年度、耐震診断助成110件、耐震補強工事助成12件実施済 平成24年度予算に耐震診断助成200件、耐震補強工事助成50件を計上し、助成対応。 平成24年度(2月まで)、耐震診断助成139件、耐震補強工事助成27件実施済。

東日本大震災対応に関する板橋区の基本方針に基づく実施計画採用(第三次)案件一覧

No.	項目	概要	対 応
1	職員派遣	第二次実施計画策定以降の被災地からの支援要請に対応するため、宮城、岩手、福島等へ職員派遣(約160名予定)を行う。	P17 第二章第2節第5-3参照
2	商品券発行助成	東日本大震災被災地復興支援の観点から、売上金の1%を目途として被災地に寄付する目的を付加したプレミアム商品券の発行助成をする。(発行総額330,000千円)	11月23日(祝)に区内12か所でプレミアム商品券を発行。商品券事業・商店街募金・カラオケ大会募金を併せ、500万円を義援金として大船渡市へ寄付。
3	いたばし産業見本市での震災関連コーナー設置	いたばし産業見本市において、震災関連コーナーを設け、被災地域の企業出展を支援する。また、区内企業の復興支援の取り組みを紹介するほか、事業者向け省エネ・節電対策の普及を促進する。	11月17日～19日に開催した「いたばし産業見本市」において震災関連コーナーを設け、被災地域における震災復興に向けた活動、被災地域と区内企業との連携・復興支援活動を紹介した。また、被災地域の企業出展(1社)を支援したほか、事業者向け省エネ・節電対策について、セミナー及び個別相談を実施した。
4	区民被災者への災害弔慰金	区民が東日本大震災の被災地に里帰り中、被災し、亡くなられたことに伴い、国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給する。	国の「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金(2名 各250万円)を支給した。
5	衛星携帯電話の導入	東日本大震災時に通信手段として有用とされた衛星携帯電話7台を導入し、初期の指揮命令体制及び情報共有手段を確保。	発災直後の情報共有や確実な指揮命令体制確保のため、衛星携帯電話を区長及び職務代理職員等へ配備。(アンテナ設置)
6	住民防災組織用資器材の充実	住民防災組織に貸与しているリヤカーを、災害時の荒れた路面でも活用可能なノーパンクタイヤカーへ順次導入。(20台)	ノーパンクリヤカーを20台購入した。住民防災組織へ、老朽化したものから順次交換していく。
7	防災備蓄物資の充実	避難所運営用として、間仕切、アルミマット、伝言板シート、携帯電話充電器、ろ過器の配備を拡充する。	間仕切(1,200世帯分)、アルミマット(3,600枚)、伝言板シート(ホワイトボード形式100箱)、携帯電話充電器(92台)、ろ過器(21台)を配備。
8	避難所設備の充実	全避難所の80か所における情報提供手段となるテレビの地上波デジタル受信アンテナ設備の設置工事を施す。	指定避難所における情報入手手段となるテレビアンテナを設置。
9	へリサイン整備	他県からの応援航空部隊が迅速かつ効率的に活動するため、上空から活動場所を容易に特定できるようへリサインを整備し、受傷した避難者の救助活動などの迅速化を図る。(小・中学校46校)	平成23年度までに、既整備校と併せ区内55校が整備済。平成27年度までに、大規模改修工事等に併せ区内全小中学校(隣接校を除く)を整備予定。
10	携帯防災サイトの普及拡大	避難所や帰宅困難者ステーションを案内するほか、災害情報をお知らせする携帯電話用板橋区防災情報サイトにアクセスするためのQRコードをシールに印刷する。(区掲示板など3,500か所に貼付)	どこにいたばしへの指定避難所の登録を実施した。また、携帯電話用板橋区防災情報サイトにアクセスするためのQRコードをシールに印刷し、区内掲示板に掲示。
11	災害時活動用物資の拡充	災害時活動用のヘルメット(350個)、ベスト(1,500着)、ノーパンク型自転車(30台)などを配備する。	災害時活動用ヘルメット(350個)、ベスト(1,500着)、腕章(500枚)、踏みぬき防止インソール(500枚)を配備する。また、ノーパンク型マウンテンバイク(30台)を地域センター等に配備する。
12	家具転倒防止の普及拡大	高齢者、障がい者世帯の居住する家屋内の家具の転倒防止器具取付費用助成事業の助成対象を拡大し、普及促進を図る。(300件・平成23年度当初予算対比10倍増)	区内への勧奨推進として、広報や民生委員・各消防署・各おとしより相談センターなどにチラシを配布。また、助成対象を「寝室のみ」から「居室等」に拡大し、予算件数を150件増額。 平成23年度 141件の申請受付 平成24年度(2月) 115件の申請受付 対象者全員(1,848件)に手紙で勧奨。平成23年度59件、平成24年度(2月まで)6件の申請。申込みをされないう方の理由を分析。

○東京都板橋区防災基本条例(平成 14 年3月 11 日東京都板橋区条例第2号)

阪神・淡路大震災をはじめとする大地震、たび重なる風水害、そして近年多発する大規模な事故により、私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて認識した。さらに、平成 23 年3月に発生した東日本大震災は、複合災害の恐ろしさをまざまざと知らしめ、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会及び都市機能に甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となった。

災害はいつ私たちを襲うかも知れない。災害からいのち、くらし、まちを、私たち自身の手で守るために、全ての者が防災に関する目標を共有し、それぞれの責務を自覚し、力を合わせて安全なまちを築いていかなければならない。

そのためには、自らのことは自らが守るという自助、地域社会全体で地域を守るという共助、行政が区民の安全を確保するという公助の役割を念頭に、予防政策から応急対策及び復興対策に至るまでを一連の総合的な防災対策として捉え、地域防災の充実及び強化に努めていくことが大切である。

ここに、この板橋を、自立と助け合いの精神に支えられ、全ての人が安全に暮らすことができる災害に強いまちとして創造するという決意を表明するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害から区民の生命を守り、身体及び財産を保護するうえで必要な基本理念を定め、区民、事業者及び東京都板橋区(以下「区」という。)の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害に強いまち板橋を築き、もって全ての人が安全に暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 区民、事業者及び区は、自立と助け合いの精神を尊重し、全ての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。

2 区民、事業者及び区は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。

3 区民、事業者及び区は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、及び助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

(地域防災計画への反映)

第3条 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第1項の規定により設置された東京都板橋区防災会議は、区の地域防災計画を作成するに当たっては、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)を反映しなければならない。

第2章 区民、事業者及び区の責務

第1節 区民の責務

第4条 区民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら災害に備える処置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保並びに風水害に対する備え
- (2) 家具類の転倒・落下・移動防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水、食糧等の確保
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

第2節 事業者の責務

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

3 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供しなければならない。

4 事業者は、他の事業者、防災関係機関、区民等との連携及び協力に努めるとともに、総合的な防災対策に取り組むよう努めなければならない。

第3節 区の責務

(基本的責務)

第6条 区は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。

2 区は、前項に規定する施策を策定し、及び体制を整備するに当たっては、区民及び事業者の意見を積極的に反映するように努めなければならない。

(区民、事業者及び国等との連携)

第7条 区は、常に区民及び事業者並びに国、地方公共団体その他の団体等(以下「国等」という。)との連携に努めるものとする。この場合において、区は、必要があると認めるときは、区民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

(区民等に対する支援等)

第8条 区は、区民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

2 区は、地域の自主的な住民防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。

3 区は、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携して防災活動に取り組むことができるよう、区民、住民防災組織、事業者、ボランティア等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行わなければならない。

第3章 予防対策

第1節 防災ひとつづくりの推進

(防災に関する学習及び訓練)

第9条 区民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行うよう努めなければならない。

(防災に関する教育等)

第10条 区は、防災に関する教育を充実させるため、必要な施策を講じなければならない。

2 区は、防災に関する活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。

3 区は、防災に関する啓発活動を推進しなければならない。

4 区は、災害危険情報等防災に関する情報の提供並びに区民及び事業者との情報の共有化を推進しなければならない。

(地域相互支援ネットワークづくり)

第11条 区は、災害時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成に努めなければならない。

第2節 防災まちづくりの推進

(まちの安全点検と防災まちづくり)

第 12 条 区民及び事業者は、自らまちの安全を点検するとともに、防災まちづくり(災害を予防し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震性及び耐火性を確保する措置その他まちの改善に関する措置をいう。)の推進に努めなければならない。

(防災まちづくり計画と事業の推進)

第 13 条 区は、区民、事業者及び国等の協力を得て防災まちづくりに関する計画の策定及び事業の推進に努めなければならない。

(建築物の耐震性及び耐火性の確保)

第 14 条 区は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 区は、住宅等の一般建築物(次項に規定する特殊建築物及び特定建築物を除く建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

3 区は、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校をいう。以下同じ。)、病院その他多数の者が利用する建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に規定する特殊建築物又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)に規定する特定建築物に限る。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、その改善について助言し、又は勧告することができる。

4 区は、前項の規定に基づき勧告を受けたものが、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(ブロック塀等の安全の確保)

第 15 条 区は、ブロック塀、自動販売機、コンテナ(貨物輸送に用いる大型容器をいう。)等の倒壊を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

2 区は、建築物の外壁のタイル、窓ガラス等の落下危険物の落下を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

(液状化対策の推進)

第 15 条の 2 区は、液状化のおそれのある地域における建築物等の安全の確保のため、区民及び事業者に対して、普及啓発、支援その他の対策を行わなければならない。

第3節 災害時要援護者等に対する施策

(区民等の配慮)

第 16 条 区民及び事業者は、地域において、高齢者、障がい者、児童、乳幼児その他の災害時において特に援護を必要とする者(以下「災害時要援護者」という。)及び女性(以下これらの者を「災害時要援護者等」という。)が、災害時においても安全に暮らすことができるよう努めなければならない。

2 区民及び事業者は、避難所の運営について、災害時要援護者等が、災害時においても安全に過ごすことができるよう配慮しなければならない。

(区の施策及び体制)

第 17 条 区は、区民及び事業者の協力を得て、防災に関して災害時要援護者等に配慮した施策を策定し、体制を整備しなければならない。

2 区は、前項の規定に基づき、災害時要援護者支援計画を作成し、災害時要援護者の安否確認、避難誘導、避難生活支援その他の具体的な支援体制を整備しなければならない。

第4節 備蓄及び調達

(区の備蓄及び調達)

第 18 条 区は、災害時における区の被害を事前に想定し、物資の備蓄及び調達を推進しなければならない。

2 区は、事業者、ボランティア等と連携し、災害時における物資の輸送及び管理に係る体制を整備しなければならない。

(共助のための備蓄)

第 19 条 避難者、帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。)及び近隣住民(以下これらの者を「避難者等」という。)を一時的に受け入れることが可能な施設(耐震性及び耐火性を備えたものに限る。)又は敷地(以下これらを「待機場所」という。)を有する事業者等(共同住宅の所有者、占有者又は管理者を含む。次条において同じ。)は、受入可能な施設内に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

第5節 避難者等の多様な避難行動への対応

(避難所等の確保)

第 20 条 区は、避難者等の多様な避難行動に備えた避難所及び一時滞在施設(東京都帰宅困難者対策条例(平成 24 年東京都条例第 17 号)第 12 条に規定する大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。)の充実を図らなければならない。

2 前条に規定する事業者等は、避難者等に対する待機場所の提供等に努めなければならない。

第6節 医療救護体制の充実

(災害医療救護)

第 21 条 区は、災害時における初期医療体制を強化し、充実させるよう病院等と連携し、総合的な災害医療救護を実現しなければならない。

第7節 帰宅困難者対策

第 22 条 区は、災害時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ、近接する区及び市、都並びに鉄道事業者その他の防災関係機関との連携を図り、必要な措置を講ずるとともに、帰宅困難者対策を推進しなければならない。

2 事業者は、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

3 学校等(学校及び保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者をいう。以下この条において同じ。)は、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他の帰宅困難者の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 前2項の帰宅困難者対策を確立するため、事業者及び学校等は、従業員、職員、幼児、児童、生徒等の早期帰宅の抑制に伴う備蓄物資の整備、一時的に待機する場所の確保、適切な情報提供等の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 区民は、災害時に安全に帰宅することができるよう、あらかじめ、家族との連絡手段の確保、帰宅経路の確認その他の必要な準備を行うよう努めなければならない。

6 帰宅困難者は、災害時に自己の身の安全を図るとともに、地域における救援活動を行うよう努めなければならない。

第8節 業務継続計画

(業務継続計画の策定及び検証)

第 23 条 区は、災害発生後における区民の生活の安定を図るため、区における業務継続計画（災害時における優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定めた計画をいう。以下同じ。）を策定するとともに、必要に応じてその検証を行わなければならない。

2 事業者は、その事業の継続が、地域社会の応急対策、復旧及び復興に寄与することを自覚し、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証に努めなければならない。

第4章 応急対策

（区民等の処置）

第 24 条 区民、事業者、ボランティア等は、災害時において、区民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら必要な処置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 災害時要援護者の安否確認、避難支援及び生活支援
- (5) 災害時要援護者の介護及び介助
- (6) 避難者の避難誘導
- (7) 給食及び給水活動
- (8) 避難所の運営協力

（区の措置）

第 25 条 区は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項に規定する災害対策本部として、東京都板橋区災害対策本部を設置する。

2 東京都板橋区災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 区は、災害時においては、区民及び事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 区は、災害時においては、ボランティア等による被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。

5 区は、災害時においては、災害時要援護者等に配慮した措置を講じなければならない。

第5章 復興対策

（区民等の復興対策）

第 26 条 区民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めなければならない。

（区の復興体制）

第 27 条 区は、震災により重大な被害を受けたときは、区民生活の再建及び都市の復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、東京都板橋区復興本部を設置する。

2 東京都板橋区震災復興本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。

3 区は、震災以外の災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、第 1 項に準じる体制をとることができる。

4 区は、復興対策を行うに当たっては、区民、事業者、ボランティア等の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区は、復興対策を行うに当たっては、区民、事業者、ボランティア等及び国等との連携体制を確保するものとする。